

「インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務民間競争入札実施要項（案）」への意見及びそれらに対する考え方

実施期間：平成 23 年 11 月 12 日から同年 11 月 25 日まで

実施方法：報道発表し、総務省 HP 及び電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

意見提出者数：56 件（個人）

項番	該当頁	該当箇所	意見内容	意見に対する考え方	実施要項（案）への対応
1	4 頁	2 請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき公共サービスの質 (3) 対象事業履行場所	意見：㊦ 相談センターについて、相談が電話・メールによるものであることに鑑み、所在を問わない点はもっともだと思いますが、第三者的観点から運用を評価する組織を理由も特に上げずに都内に設置とするのはなぜでしょうか？第三者的観点から運用を評価する組織が都内にあるべき必然性が不明です。	第三者観点から運用を評価する組織は弁護士、関連業界団体・協議会、学校関係者、学識経験者等の多様な構成員としており、また総務省もオブザーバとして参加することから、交通の利便性が高く、経費を抑えることができ、構成員を集めやすいと考えられる東京に設置することとしています。	原案のとおり
2	5 頁	2 請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき公共サービスの質 (5) 確保されるべき公共サービスの質	意見：㊦ 半年毎に利用者にアンケートをとるとありますが、アンケート結果が悪かった場合の対処が記載されていません。改善を業者に求めるだけなのか、契約の更新がないのか、対処が不透明です。また、アンケート対象者の選定に関しても不透明な部分があります。「相談者にアンケートに協力してもらえるかを確認し、協力していただけるとの回答をいただいた方について、」とありますが、この協力の可否の確認はだれが行うのでしょうか？相談員(業者)が行う場合、対応に失敗した(悪く評価される)案件に関して勝手に協力拒否と	「8 請負事業者が当該事業を実施するに当たり総務省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他請負事業の適切かつ確実な実施確保のために契約により請負事業者が講ずべき措置に関する事項等」「(1) 報告事項等」「ロ 指示」の中で、適切に事業を実施するため、必要に応じて請負事業者に必要な措置を行うことを指示することができるとしております。アンケートの結果は、当該業務の質が満たされているかどうかを確認するための基準であり、実施要項で定められた指示を行う際の判断の一つとなるものです。	原案のとおり

			<p>し、アンケート結果を実際より良くすることが可能です。もっと悪質な場合、一般相談者を全員アンケート拒否にし、サクラ相談員のみアンケートに回答させることも可能になってしまいます。</p>	<p>またアンケートの協力の可否の確認は相談員が行うことを想定しています。頂いた御指摘を参考に、アンケートが不正になされないよう配慮していきたいと考えております。</p>	
3	6 頁	4 入札参加資格 (1)	<p>この実施要項に書かれている入札参加資格に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の第10条 第11号を除くとありますが、なぜ法令の特例において定められた当該官民競争入札対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たすことができない者を除くのでしょうか？</p> <p>また、これまでのインターネット上の違法・有害情報対応の研究会の議事録には入札に関する協議は見られませんでした。そのため、何の議論もされずに民間の入札の話が出てきた感があります。</p> <p>以上の2点を踏まえて、現在の案件には不明点があります。</p> <p>どうか議論すべきところは議論し、この案件は見直して下さい。</p> <p>また、協議した内容も明確に公開していただきますようお願いいたします。</p>	<p>「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」にもあるように、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の第10条第11号は個々の公共サービスの内容に応じて、必要な場合に法令の特例として規定される入札参加資格について規定しているものです。本業務には、そのような法令の特例として規定される入札参加資格がないため、「4 入札参加資格」の(1)から、第11号を除外しています。</p> <p>また、本業務は平成19年のIT安心会議において取りまとめられた「インターネット上の違法・有害情報に関する集中対策」等を踏まえ、平成21年度より開始されたものです。また、本年7月に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」の中で「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)に基づく入札の対象となる公共サービスに選定され、平成24年度以降については当該法律に基づいた民間競争入札を行うこととなっております。</p>	原案のとおり
4			<p>反対意見を申し述べます。</p> <p>専門外の会社が参加する内容ではないですし、無職の個人が請け負える内容でもありません。当然、コンピューターネットワークを本</p>	<p>請負事業者の選定につきましては、事業者の思想等が本業務の適切な運用に影響を与えることが無いよう、法令や請負業務を実施する者を決定するための評価の基準に基づき適切な選定を行う予定であり、請負中に業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要が</p>	原案のとおり

		<p>業とする IT 関連企業が参加してくることでしょう。IT 関連企業のモラルの低さはあらためて言うまでもありませんが、問題はそれだけではありません。</p> <p>このような場合、教育か民族か人種か宗教か、とにかく何かしら偏った思想を持った団体が、自己の利益を得るために入札に参加すると予想されます。それは単に金銭的な利益だけではなく、この仕事を請け負うことによって自分たちに有利な状況を作る、あるいは自分たちの敵に不利な状況を作ることができるから参加するのです。</p> <p>賛成意見を述べる人間は受益者です。おそらく民間人の殻をかぶり「民間でできることは民間に移すのは良いと思います」など言うのでしょう。ですがそんなことをわざわざ官庁に言う一民間人などいません。賛成派は受益者です。</p> <p>法治主義とは、刑罰による犯罪抑止です。滅多に捕まらないから、あるいは刑が軽いから違法な書き込みがなくなるのです。違法・有害な情報をインターネット上に掲載した人物をすばやく摘発し、逮捕し、裁判を行い、刑罰を与えて、それを報道させる。全て官庁にこそ可能なことではありませんか。</p> <p>国家が国民の安全のために集めた情報は、一部の悪人にとっても非</p>	<p>あると認めるときは、必要な措置をとるよう指示することができる と実施要項案で定められています。</p> <p>また、請負事業の中で得られた情報については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号）第 25 条において公共サービス実施民間事業者に対する秘密保持義務等が課せられており、また実施要項案に記載のとおり委託を受けた請負事業者は個人情報の適切な取扱い等を定めることとしていることから、民間委託であっても問題ないものと考えております。</p>	
--	--	--	---	--

			<p>常に有益な情報になりえます。そのような情報を民間企業に渡してはいけません。</p> <p>これは官の仕事です。絶対に民間に請け負わせてはいけません。</p>		
5			<p>委託された業者が偏った思想の会社にならないように公平な視点を持つ、ということをお大前提でお願いします。</p> <p>どこともしがらみが無い所だとお良いです。</p> <p>公平な判断が下せないのならこのような委託は無い方がいいですので、宜しくお願いします。</p>	<p>請負事業者の選定につきましては、事業者の思想等が本業務の適切な運用に影響を与えることが無いよう、法令や請負業務を実施する者を決定するための評価の基準に基づき適切な選定を行う予定であり、請負中に業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、必要な措置をとるよう指示することができる」と実施要項案で定められています。</p>	原案のとおり
6			<p>サイト上で公開されている情報を見て、寒気がしました。</p> <p>こういう違法、有害の判断や対応の業務を請け負う者が、何かの意図を持って出来た場合、どのようにして対応するのでしょうか？</p> <p>其処に何らかのバイアスが加わっていたとして、それは修正可能なのでしょうか？</p> <p>果たして、その修正は事態の収拾に間に合うのでしょうか？</p> <p>テレビ、新聞の情報ですら、大きく偏っていると言われる今日、この法案が可決したとして、健全な運営が行われるとは、どうしても考えられません。</p> <p>もしかして、この法案自体が、そういった意図をもったものなのでは？</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談についてプロバイダ責任制限法等の法令や、各種ガイドラインを踏まえて対応を行うものであって、何が違法・有害情報に当たるかの判断を民間事業者に委ねるものではございません。</p> <p>また、請負事業者の選定につきましては、事業者の思想等が本業務の適切な運用に影響を与えることが無いよう、法令や請負業務を実施する者を決定するための評価の基準に基づき適切な選定を行う予定であり、請負中に業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、必要な措置をとるよう指示することができる」と実施要項案で定められています。</p>	原案のとおり

		<p>などとうがった見方をしてしまうほどです。</p> <p>意見云々ではなく、こういった対応を丸投げしてしまおうという発想そのものが、誤っているとしか思えません。</p> <p>廃案を希望します。</p>		
7		<p>この法案に反対です。理由は以下の通りです。</p> <p>1. インターネット上のトラブル対策や相談は、警察に窓口がありません。利用者側としても民間人でなく公務員に相談したいですし、そうあるべきです。これは国を越えた常識です。</p> <p>2. この法案の中にもコンプライアンスに付いての記述が多く出てきますが、民間の”無資格者”に現状での警察案件を任せる事自体、憲法違反になるのでは？</p> <p>3. 民間事業体にこういった「検閲」をさせようとするのは、まるで少年アニメや漫画のようです。その企業の利害関係に絡んだ場合、公平な判断が出来るのでしょうか？常識的に不可能だと思います。これはあまりにも初歩的な問題です。</p> <p>4. こういった法案を表に出さずに進めていくのはあまりにも陰湿です。民主党政権になってからは特に酷いと思います。</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではありません。</p> <p>請負事業者の選定につきましては、事業者の思想等が本業務の適切な運用に影響を与えることが無いよう、法令や請負業務を実施する者を決定するための評価の基準に基づき適切な選定を行う予定であり、請負中に業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、必要な措置をとるよう指示することができる</p> <p>と実施要項案で定められています。</p>	原案のとおり

			<p>反対理由は以上です。</p> <p>また、この法案以外にも、TV番組などの韓流氾濫?の件で御聞きしたい事があります。</p> <p>総務省がTV局やBPOに対して口出しが出来ない様な”決まり事”が、前総務大臣の原口氏の仕切りで決定しているという情報が随分前からネットに出回っています。民主党政権になってから、前政権時と違った対処をされている事項があれば、教えて下さい。</p> <p>これが事実ならば、通信行政に対する不信感は益々増えますし、肝心のTV視聴率が下がる事は間違いないと思います。TVも今以上に売らなくなる。場合によっては次期政権などでの責任問題になる懸案ですので、是非ご回答願います。こちらのフォームで無理ならば、総務省としての公式回答をサイトに載せて下さい。</p> <p>以上宜しく御願い致します。</p>		
8			<p>インターネットは現実の道路などと同じく国の大切なインフラであり公共の場です。相談窓口を作る事は、消費者センターと同じ考え方で賛同できますが、違法・有害情報の分析を行い、政策に反映される程の提言を行わせるのであるならば、その業務を請け負う組織や相談員には何かしらの資格が必要であると私は判断します。特</p>	<p>本業務を請け負う事業者の資格については、実施要項案の「4 入札参加資格」で定められているほか、「6 請負業務を実施する者を決定するための評価の基準その他請負業務を実施する者の決定に関する事項」で規定されている評価項目に従って判断されます。</p> <p>請負事業者の選定につきましては、事業者の思想等が本業務の適切</p>	<p>原案のとおり</p>

		<p>に、日本国におけるインターネットの標準・基準が策定される可能性も考慮すると、国籍条項は必須であると考えます。</p> <p>すなわち、私の意見としては、案件に反対です。例えば国境なくアクセスできるインターネット上であっても、日本国の政策に反映できる程の影響を持つのであれば、国籍条項の付与など、何がしかの制限がつけられる事を強く望みます。</p> <p>以上です。</p>	<p>な運用に影響を与えることが無いよう、法令や請負業務を実施する者を決定するための評価の基準に基づき適切な選定を行う予定であり、請負中に業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要であると認めるときは、必要な措置をとるよう指示することができる</p> <p>と実施要項案で定められています。</p>	
9		<p>近年、表現規制について言論弾圧法案と揶揄される法案が審議されるなど、過度な規制が目立つようになりました。そこで、消費者のための他人の権利を侵害しない自由で健全な表現環境を保つために、国民の安全を守り、表現規制の権限乱用の予防を目的として以下の案を提出いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1-（3）相談センターの権限乱用予防のため、運用を評価する組織については、公平さを保つため総務省及び請負業者と面識や利害関係のない消費者観点からの第三者において構成されること。また、相談センターの業務に対する苦情を受け付け対処する組織を総務省内に別途設けること。また、協議内容については議事録をHP上などで公表すること。 ・4 入札参加資格者について、国防の観点から本社が日本である企 	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではございません。</p> <p>意見につきましては、参考意見として承ります。</p>	<p>原案のとおり</p>

		<p>業と限定すること。また、外国資本率の上限 5%を設けること。また、 役員の過去の犯罪歴や国籍を勘案すること。</p> <p>・6-（1）（ロ）について、個人情報漏洩などコンプライアンスセ キュリティ違反が利用者側からの告発などで発覚した場合、契約に おいて違反金 1000 万等明確な罰則を設けること。</p> <p>以上</p>		
10		<p>条項又は項目及び頁番号：1 および 2-（1）</p> <p>情報を無理に縛ろうとすること自体が間違っている。テレビはかつて 花形情報産業でしたが</p> <p>無理に規制を欠けようとした結果、自主規制という形で落ち着きま したがその結果テレビは特色のある情報を発信できなくなってお りそのため、いまやその地位は落ち続けています。同じ事をインタ ーネットに対して行おうとするのは間違っています。</p> <p>また、仮に凶悪犯罪に繋がるような違法・有害情報があったとして もそもそもこういった情報を必要としない国民を育てることおよ びこういった情報を探したくなる経済環境を打開することの2点 が重要でありどんな理由があろうとも情報を管視しさらに政策に 反映させ、いずれ行政の力で縛ろうとするのは間違いです。</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする 権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用 者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネ ット監視を行うものではありません。</p>	<p>原案のとおり</p>

		<p>文部科学省と連携し、学校教育や道徳教育の強化に努めることテレビ等を使って、ネット上の深い考察や教養のある情報にアクセスするよう誘導すること（有害情報そのものの存在を気付かせない）</p> <p>この2点で十分であり、かつ今の行政でもできるはずで経済環境の改善に関しては政治家がやることだと思いますのでこれは割愛します。</p>		
11		<p>「インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務民間競争入札実施要項（案）」</p> <p>についての意見ですが、もし落札業者が特定の思想を持った集団だった場合、どのように対処するつもりでしょうか？ネット上の世論形成に関わる事業をたかだか一企業に任せるようなことは、言論の自由や発言の自由という国民が憲法で保障された権利を、著しく損なうことに繋がるおそれがあります。もっと慎重に、国民間での議論を経てから実施するべきです。</p>	<p>請負事業者の選定につきましては、事業者の思想等が本業務の適切な運用に影響を与えることが無いよう、法令や請負業務を実施する者を決定するための評価の基準に基づき適切な選定を行う予定であり、請負中に業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、必要な措置をとるよう指示することができる」と実施要項案で定められています。</p> <p>また、本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではありません。</p>	原案のとおり
12		<p>この事業事態が、</p> <p>日本国憲法第21条「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない」</p> <p>日本国憲法第35条「搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない」</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではありません。</p> <p>また、請負事業者の選定につきましては、事業者の思想等が本業務の適切な運用に影響を与えることが無いよう、法令や請負業務を実</p>	原案のとおり

		<p>以上2項の日本国憲法違反になっている事業であり、業務委託ではなく中止すべき事業であると考えます。</p> <p>また、続けるのであれば、委託された業者が偏った思想だとネットも公平さ欠く恐れがあります。</p> <p>デマ監視以前に、国が正確な情報を出しておらず、信用なりません。そちらからなんとかすべきではないでしょうか。</p>	<p>施する者を決定するための評価の基準に基づき適切な選定を行う予定であり、請負中に業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、必要な措置をとるよう指示することができる」と実施要項案で定められています。</p>	
13		<p>このような意見募集初めてなのですが、意見をさせていただきます。</p> <p>有害情報とやらを規制・削除などをするであろう業者が、偏った思想に偏向している場合、ネット世論が公平さを欠くことが予想できます。</p> <p>また、収益目的で参入する企業より、何かしらの意図を持って参入しようとする「組織」のようなものの方が多くなると思います。</p> <p>ネット監視の類を業者に丸投げするのは、総務省の意図するほうとはかえって逆に、効率や公正が大幅に低下すると思います。</p> <p>昨今の報道（政権交代後とその前の報道姿勢など）や、視聴率が取れないブームなど、明らかに怪しい事象をネットにまで感染させるような真似には賛同できません。</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではございません。</p>	<p>原案のとおり</p>

			この案件には反対です。		
14			<p>7 頁の 6 について</p> <p>特定の宗教的思想に極端に偏った（団体の息のかかった）企業に入札させると、自分たちに不都合な情報が消され、ネットの公平性がなくなる恐れがあるため、極めて慎重に選定を行うべきである。</p> <p>23 頁の 4 について</p> <p>構成員に、特定の宗教的思想に極端に偏った人物や警察 (の 0B) を採用させないべきである。</p>	<p>請負事業者の選定につきましては、事業者の思想等が本業務の適切な運用に影響を与えることが無いよう、法令や請負業務を実施する者を決定するための評価の基準に基づき適切な選定を行う予定であり、請負中に業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、必要な措置をとるよう指示することができる</p> <p>と実施要項案で定められています。</p> <p>また、本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではございません。</p>	原案のとおり
15			<p>件名の事案についてのパブリックコメントとして意見させていただきます。</p> <p>単刀直入に申し上げて反対します。どうか賢明なご判断をお願いします。</p> <p>まず、インターネット上に載せられる情報に良いものもあれば有害なものもあるというのは間違いのないことではありますが、これを監視し必要であれば介入等をして取り締まるのは現在のサイバーパトロールの様な公的に中立な立場の人でないといけません。</p> <p>入札による一般企業への外務委託という形をとると採算度外視で</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではございません。</p>	原案のとおり

		<p>でも一定の目論見を達成するために邪魔になる真つ当な情報まで恣意的に『有害である』という名目の元に削除なり取り締まられ、長い目でみるとインターネット上でも思想統制を図られてしまいかねません。</p> <p>こういった我が国の将来に対しても重大な危惧を招く可能性のある一般企業へのインターネットへの監視と介入への動きは断固として反対します。</p> <p>色々と公務も大変だとは思いますが、なにとぞご配慮の上よろしくお願いします。</p>		
16		<p>本件はインターネットの監視を民間業者に委託する計画のように見受けられますが、その通りのものであれば、委託された業者が偏った思想だとネットも公平さを欠くのではありませんか？</p> <p>また、例えば政治関連や企業のあり方を問うようなものであっても、見方によっては有害と判断されるようなものになるのではないのでしょうか？</p> <p>こうしたやり方は競争入札を行うにせよ、まず、民間が請け負っていいものとしてふさわしいとは全く思えません。</p> <p>絶対に反対です。</p> <p>これまで通りの公的機関の中で、法に乗っ取った正しいあり方で違法相談取り締まりを行うべきです。</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談についてプロバイダ責任制限法等の法令や、各種ガイドラインを踏まえて対応を行うものであって、何が違法・有害情報に当たるかの判断を民間事業者に委ねるものではございません。</p> <p>また、請負事業者の選定につきましては、事業者の思想等が本業務の適切な運用に影響を与えることが無いよう、法令や請負業務を実施する者を決定するための評価の基準に基づき適切な選定を行う予定であり、請負中に業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、必要な措置をとるよう指示することができますと実施要項案で定められています。</p>	原案のとおり

17			<p>こう言う業務を、民間業者に委託するのはいかがなものか？</p> <p>「相談窓口に寄せられた相談内容の集計・分析業務」とあるが、虚偽とまではいかない印象操作のようなものが、入り込む余地があるんじゃないか？</p> <p>あるサイトと利害が対立する者が、この業務を請け負った業者と癒着して、サイト運営者の不利益になるような報告を上げる事も考えられる。</p> <p>とても「国民のため」の公共サービスとは言えない。</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談についてプロバイダ責任制限法等の法令や、各種ガイドラインを踏まえて対応を行うものであって、何が違法・有害情報に当たるかの判断を民間事業者に委ねるものではございません。請負中に業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、必要な措置をとるよう指示することができますと実施要項案で定められています。</p>	原案のとおり
18			<p>この入札には賛同できません。委託された業者が偏った思想だと、ネットも公平さ欠くようになる可能性があるからです。</p> <p>情報の「強制削除」を可能とする要素は見当たりませんが、もしまかりこの業務を悪用して強制削除に踏み切るような事があれば、それは憲法違反となります。</p> <p>公務員の憲法違反は日本国憲法第99条にも抵触しますので、そのような事態にならぬようご留意願います。</p>	<p>請負事業者の選定につきましては、事業者の思想等が本業務の適切な運用に影響を与えることが無いよう、法令や請負業務を実施する者を決定するための評価の基準に基づき適切な選定を行う予定であり、請負中に業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、必要な措置をとるよう指示することができますと実施要項案で定められています。なお、情報の強制削除は行いません。</p>	原案のとおり
19			<p>国民の基本的人権を一企業に委ねるこの制度に疑問を感じます。</p> <p>この制度が偏った思想・信教に基づき運営される一民間企業によって国民の言論が統制されるような事態とはならないでしょうか。</p> <p>資源エネルギー庁がメディアの原子力発電所への報道を中傷し、報告していた問題が明らかになっています。</p> <p>昨今、有害情報体策として基本的人権である思想・言論・表現の自由を侵害するような施策が目立ちます。単に監視や削除要請というなら良いのですが、強制的に削除となれば検閲という重大な人権侵</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではございません。</p>	原案のとおり

			害です。偏った思想を持った団体・業者が請け負えば容易にこのような事態が起こりえないでしょうか。		
20			民間に検閲を委託するのはやめてください。民間の基準で検閲されれば、その民間の組織の価値観で取り締まることになり、仮に悪意のある民間組織なら、悪質な言論統制になりえます。その民間に、スパイ(中国、北朝鮮、韓国、ロシア、アメリカ等など)の工作員が入り込む、あるいはその息がかかった人間が関われば、内政干渉になりえます。こういう、言論の自由に関わる問題は、国で管理するのが、国防上でも、安全なはずです。	本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではありません。 また、請負事業者の選定につきましては、事業者の思想等が本業務の適切な運用に影響を与えることが無いよう、法令や請負業務を実施する者を決定するための評価の基準に基づき適切な選定を行う予定であり、請負中に業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、必要な措置をとるよう指示することができると思われ実施要項案で定められています。	原案のとおり
21			インターネット等の監視を民間の事業に任せるのに不安を感じます。 民間の事業に任せられた場合、その業者が偏った思想だった場合ネットの公平さは失われます。 最近ではテレビの苦情を処理するBPOがある一部の苦情を一切取り上げない状態が続いています。 民間にまる投げをして国が管理しない体制であるほど外部の影響を受けやすいのです。 テレビの件と同じことになりそうなのでネットの監視を民間に任せるのには大反対です。	本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではありません。	原案のとおり
22			『言論・表現の自由』は民主主義社会に於いてその構築に必須の要	本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする	原案のとおり

		<p>素として生存権と並び最重視される。</p> <p>インターネット上で流布される『違法』な情報については法的に基準が決まっているが、『有害』な情報とは何か？。</p> <p>要綱では『プロバイダ責任制限法』にて規定されているかの如く虚偽を記載しているが、もちろんそんな規定など存在しない。</p> <p>情報に某かの『有害性』が認められ、それが流布を制限するほど問題である場合、その情報は『違法』として制限される。</p> <p>『違法に出来ない』＝『有害性を証明できない』情報をこそ『有害』と称し規制する極めて恣意的な表現である。</p> <p>これを『相談する』としてあたかも問題であるかの如く表記するのは、言論・表現の自由を徒に制限しようとする重大な人権侵害であることを意味する。</p> <p>これは現代民主主義社会では決して許されない。</p> <p>『有害』という文言を一切削るか、どうしても用いるのであれば責任の所在について明確化するため、業務委託を廃し、総務省職員自身が責任を持って実施すべきである。</p> <p>現状では責任逃れのために委託を行い、情報公開法の対象外に持つていこうとする卑劣にして無責任極まりない状態としか判断できない。</p>	<p>権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談についてプロバイダ責任制限法等の法令や、各種ガイドラインを踏まえて対応を行うものであって、何が違法・有害情報に当たるかの判断を民間事業者に委ねるものではないです。</p> <p>また、本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではないです。</p>	
--	--	--	--	--

23			<p>総務省は仕事を放棄するつもりなんですか？</p> <p>インターネットの監視するということは偏った思想の持ち主がそれに加わると言論封鎖を行う可能性が出てきます。もしも民間業者に委託するのであればその業者を偏った思想ではないか（特に韓国・北朝鮮系）ということをきちんと調べてほしいです。</p> <p>それより何よりも総務省としてきちんと仕事をしてください国民の税金でお給料をもらっているのだから</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではございません。</p> <p>また、請負事業者の選定につきましては、事業者の思想等が本業務の適切な運用に影響を与えることが無いよう、法令や請負業務を実施する者を決定するための評価の基準に基づき適切な選定を行う予定であり、請負中に業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、必要な措置をとるよう指示することができると実施要項案で定められています。</p>	原案のとおり
24			<p>これまで書物、書籍に関しては、このような明確な検閲が入っていないのに、なぜインターネットに特化するのでしょうか？</p> <p>明らかなる戦後の検閲に似て非なるものを感じます。また民間に委託には反対します。国が責任をもって対応をすべきと考えます。また裁判員制度のように国民を広く入れるべきです。</p> <p>民間の特定の企業を入れることは反対です。</p> <p>国民を入れるべきではないでしょうか。</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではございません。</p>	原案のとおり
25			<p>この事業は直接的に情報統制・言論統制へと直結する可能性の高いものであるから、それを自覚しより一層の慎重な対応が要求されるものである。</p> <p>●3ページ</p> <p>実際に違法・有害情報に接した際、例えばインターネット上の書き</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではございません。</p> <p>御意見については、参考意見として承ります。</p>	原案のとおり

		<p>込みで名誉毀損された場合にどのように対処すべきか等、判断に困る場合が多い。</p> <p>この文言は、少なくとも若者世代にとっては学校教育の不徹底という文科省の責任を個人ユーザーに転嫁するものであり不適切である。</p> <p>現在の中学における「技術」および高校における「情報」の授業は、小学生でもできる「ワープロを打ちましょう」「インターネットで検索しましょう」「パワーポイントでスライドを作りましょう」といったような段階を延々と教えるだけのカリキュラムとなっており、まったく有効活用されているとは言えない。</p> <p>そこで、こういった事業を活用し、学校教育の場におけるインターネットの対処法やネチケット、あるいはネット文化的なあり方など（いわゆるスルースキル等）に関しても一定の教育を行うべきである。</p> <p>そして何より、法律により禁じられた「違法」情報を発見した場合には、警察へ直ちに通報すればよいという意識醸成を啓発すべきであり、これに対して個人規模で対処を求めるのは無理がある。</p> <p>有害に関しては、個々人の受け止め方によりまったく異なるものとなるので一概に基準を設けて判断するべきではない。</p> <p>（「友よ」などのフォークソングは中高年にとっては青春の美しい思い出であるが、デモを行っている学生に対してはゲバルトを煽る効果もあるので有害だと主張することは一応可能である。同じ曲で</p>		
--	--	---	--	--

		<p>も、受け取り方によって有害にも有益にもなりうる)</p> <p>●17 ページ</p> <p>(ヌ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。</p> <p>上記項目に、憲法の定める政教分離の原則を反映させるために「宗教団体」なども盛り込むべきである。</p> <p>宗教的教義に基づく有害規定などが不当に反映されることは絶対に避けるべきである。</p> <p>また、権力による直接検閲を防止するため、警察官僚その他の国家権力および地方公共団体の権力者と直接的に関係性を持つ人物（天下りを含む）の排除も求めたい。</p> <p>9 請負事業者が請負業務を実施するに当たり第三者又は国に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該請負事業者が負うべき責任に関する事項等</p> <p>この項目では金銭的補償の問題ばかりが取り上げられているが、不当行為により信頼失墜や風評被害等が発生した場合に、その回復を</p>		
--	--	--	--	--

		<p>行うことを明文化し責任を持って求めることが重要である。</p> <p>イメージ的な要素が重要視されるコンテンツ産業ではそれが重要であり、現状を反映させた施策を打ち出してほしい。</p> <p>●20 ページ</p> <p>ハ 人権侵害に関する機関からのインターネット上の権利侵害情報の削除依頼への対応に関する相談</p> <p>この「人権」には概念的な人権（非実在人権）を盛り込まず、人権主体を有する具体的人権に限定した対応を行うべきである。</p> <p>人権に関する NPO などの中には不適切な団体も多いので、その点を明確にする必要がある。</p> <p>●21 ページ</p> <p>ホ インターネット上の青少年の健全な成長を著しく阻害する有害な情報への対応に関する相談</p> <p>これは人権擁護ではなく、パターナリズム的な要素に基づくものであるから権力行使を伴う対応は最低限にとどめるべきである。</p> <p>原則として親子間および教員生徒間などによる話し合いでの解決・教育を優先させるような対処法を中心とした対応を行うべきである。</p>	
--	--	---	--

		<p>それと同時に、保護者が子供のインターネット利用実態を把握できるよう、保護者に対する履歴の確認法やキャッシュフォルダの閲覧法などを教育することも必要である。</p> <p>●22 ページ</p> <p>(7) 学校関係者向けセミナーの開催</p> <p>ここにおいては、上項目のような具体的対処法を教えるべきである。</p> <p>単に「インターネットは危険である」というイメージを煽るだけで具体性に欠けるセミナーなどが多いと感じるが、それでは何の対処もできない。</p> <p>また、これでは「インターネットを禁止しよう」といったような誤った結論に誘導される危険性も高いため、公平性の確保は必要不可欠である。</p> <p>最低限「履歴削除」だけでは消えない internet tempolary fires フォルダなどの開き方を教える程度の実践的な内容は盛り込み、保護者が子供の利用状況を把握できるようにすることは重要である。</p> <p>また、教員の中にもインターネットの仕組み（キャッシュファイルとは何か、など）や、インターネット上の文化（芝の意味など）をまったく知らない人が多いので、とくに中学・高校の教員に対してはネットカルチャーの基礎知識を学ばせるべきである。</p>		
--	--	---	--	--

			<p>以上のような方向性を定めたくて、文化的側面も踏まえたインターネット利用に関して、具体的に対応できる事業者を選定すべきである。</p> <p>文化統制を目的とした不審な団体と関連した事業者が、収益ではなく権力介入を目的として不当に安い金額を提示してくる可能性も否定できないため、選定にはより一層の慎重さを要求したい。</p>		
26			<p>インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務民間競争入札実施要項</p> <p>に絶対反対します。</p> <p>日本にはスパイ防止法がなく、他国の侵略行為に対応できません。他国の悪意のある民間業者やスタッフが競り落とす可能性があります。</p> <p>そうなると、無実の人が罪に問われることとなります。</p> <p>民間委託は非常に危険です。絶対反対します。</p>	<p>請負事業者の選定につきましては、事業者の思想等が本業務の適切な運用に影響を与えることが無いよう、法令や請負業務を実施する者を決定するための評価の基準に基づき適切な選定を行う予定であり、請負中に業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、必要な措置をとるよう指示することができる</p> <p>と実施要項案で定められています。</p>	<p>原案のとおり</p>
27			<p>「インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務民間競争入札実施要項（案）」 件ですが、ネット監視の事業を、いきなり「民間委託」とは不思議でならない。</p> <p>事案の定義が曖昧なその分、総務省から委託を受けた「民間業者」の裁量や判断が「監視業務」とより大きく反映されかねないし、そうした事態を招く可能性があると思う。</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではないとさせていただきます。</p> <p>請負事業者の選定につきましては、事業者の思想等が本業務の適切な運用に影響を与えることが無いよう、法令や請負業務を実施する</p>	<p>原案のとおり</p>

		<p>また、その「民間業者」が通名「特亜」系の反日外国業者であった場合はどうかと危惧される。</p> <p>そもそも「パブリックコメント」を募集が11月12日～25日と短期間であり、コメント募集は「アリバイ」の意味合いが色濃いのではないか。</p> <p>国民には知らせたくないから短期ではないのでしょうか？</p> <p>「ネット監視」に関する事項とあれば、ネットを利用する一般国民にも関係性もあり、重要な事柄を言えます。</p> <p>もっとTVやラジオ分のCMなどを利用し、総務省が「パブリックコメント」募集を大々的にアピールすべきである。</p> <p>拙速な義務委託には反対です。</p> <p>もう、国民への騙しは通用しませんよ。</p>	<p>者を決定するための評価の基準に基づき適切な選定を行う予定であり、請負中に業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、必要な措置をとるよう指示することができる</p> <p>と実施要項案で定められています。</p> <p>また、パブリックコメントにつきましては、内閣府「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項案の作成及び審議の進め方について」においては意見募集の期間について「2週間程度」とされているため、2週間と設定いたしました。</p>	
28		<p>インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等 請負業務民間競争入札実施要綱（案）及びインターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務 を 民間競争入札として 実施することに 断固反対です。</p> <p>理由は巷でこれほどインテリジェンス情報戦スパイ等の危険性が叫ばれている日本の現況においてネット監視業務を一般（民間）競争入札で業務委託することは日本国の安全保障上 危険すぎるからです。</p> <p>どうか どうか 一般（民間）競争入札 の 企画そのものを 中</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではありません。</p>	原案のとおり

			<p>止して下さい。</p> <p>日本人で失業中の優秀な人材を生かす 雇用の創出へ向けた 案 を 練って頂きますよう</p> <p>お願いいたします。</p>		
29			<p>前略</p> <p>表題の件につきまして意見申し上げたく、メール致しました。 まず、意見を募集されるのに、締切日が早いのはどういう事なのでしょう でしょうか？</p> <p>告知からわずか二週間足らずで締め切られるというのは納得がい きません。</p> <p>これでは、広く意見を募るのが煩わしいのでは？と勘ぐってしま います。</p> <p>さて。</p> <p>違法・有害情報の対応業務を競争入札との事ですが。</p> <p>「違法」は法というガイドラインがありますので限定が可能です が、「有害」という判断を一業者に委ねてしまってよいのかと疑問 が生じます。</p> <p>その正当性を悪用し、「担当企業にとって有害」な情報のみを扱う という事もあり得るのではないのでしょうか？</p> <p>現状では、競争入札そのものの制度にも疑わしい点がありますし、</p>	<p>パブリックコメントにつきましては、内閣府「官民競争入札及び民 間競争入札の実施要項案の作成及び審議の進め方について」におい ては意見募集の期間について「2週間程度」とされているため、2 週間と設定いたしました。</p> <p>また、本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始め とする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネッ ト利用者等から寄せられた相談についてプロバイダ責任制限法等 の法令や、各種ガイドラインを踏まえて対応を行うものであって、 何が違法・有害情報に当たるかの判断を民間事業者に委ねるもの はございません。</p>	<p>原案のとおり</p>

		<p>そこへきて民間委託というのは恐ろしささえ感じます。</p> <p>先ずは曲り形にも省庁主導の運営で始めることを希望します。</p> <p>そもそも。</p> <p>今の日本にそんな無駄な金を遣う余裕があるのでしょうか？</p> <p>余ってる人員を投入して、税金の無駄遣いからなくしてください。</p> <p>以上、簡単なながらご意見申し上げます。</p>		
30		<p>現在、ネット上には確かに有害といわれる情報も存在しておりますが、一様に民間業者への入札とすることには反対です。</p> <p>私は、精神疾患・精神福祉に関するNPOの理事長をしております。</p> <p>その中で「自殺」という事を選択肢として考える人たちがいるのも事実です。</p> <p>実際に自殺に至るまでにはいかないまでも、それを考える人には自殺という手段に対する考察、議論の場としてのネットのスペースの存在も必要である場所というのがあります。</p> <p>ですが、自殺というものが多くの人にとって有害だとされた場合（すでにされていますが）そのことを多くに語ることもできず一人で自殺に至る可能性もあります。</p> <p>確かに、人によっては有害、また自分から見ても有害と思える情報も</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談についてプロバイダ責任制限法等の法令や、各種ガイドラインを踏まえて対応を行うものであって、何が違法・有害情報に当たるかの判断を民間事業者に委ねるものではないです。</p> <p>インターネット上の自殺に関する情報に関しては、民間の団体が策定した「違法・有害情報の対応等に関する契約約款モデル条項」の中で、人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺手段等を紹介するなどの行為は削除等の対応の対象となり得る禁止事項とされており、本請負業務はこのモデル条項に基づく対応に関する相談を受け付けることとなります。</p>	原案のとおり

		<p>ありますが、それを必用その情報を必要としている人たちがいる可能性や、それを趣味にしている人もいることをもっと考えるべきではないか、と思うと、民間業者に委託し构子定規に決めるまたは数人から数十人の感覚だけで決めて有害としていく事には非常に疑問を感じ、また反対の立場を取るものです。</p> <p>多くの人が多くの考えをもっています。</p> <p>動物を殺して食うな、という人もいれば肉が大好きだという人もいます。</p> <p>自分で狩猟をして料理する人もいてその情報を流す人を有害という風に決め付けて規制する可能性のあるような案件は、絶対に行ってはならないと思うのです。</p> <p>私自身、ネットで精神が健康な人が不快に感じるかもしれない情報を載せることはあります。</p> <p>精神に疾患を持ってしまった人への対応や、対処、現実に起こりうることを伝えるとき、大多数がそれを知らないゆえに有害、不快とされる可能性のあることに危険を感じます。</p>		
31		<p>1. 民間委託は不可</p> <p>国境を跨ぐ場合など、多くの問題がでるだろう。</p> <p>情報関連の機関を設置し、守秘義務を負う公務員が請け負う以外、選択は無い。</p>	<p>「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成 18 年法律第 51 号) 第 25 条において公共サービス実施民間事業者に対する秘密保持義務等が課せられており、また実施要項案に記載のとおり委託を受けた請負事業者は個人情報の適切な取扱い等を定めることとしていることから、民間委託であっても問題ないものと考え</p>	<p>原案のとおり</p>

		<p>情報流出が起これら議員に対するメディアリテラシー教育を行ったり、サーバーテロの対策業務と併せて、インターネット上の違法・有害情報に対応もする、情報担当機関を設ける必要がある。</p> <p>取締りや保護を行う性質上、民間委託は無い。</p>	<p>ております。</p> <p>また、本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、情報の取り締まりや保護を行うものではありません。</p>	
32		<p>これは総務省が自ら行う仕事であって、民間業者に丸投げするのはおかしいと思います。業務を請け負った業者が「相談窓口」に寄せられた相談内容の集計・分析業務」を行うことになっていますが、この業者が特定の思想を持って業務を改ざんすることは簡単です。また、自分たちの都合の良い集計・分析業務にすることで、特定団体への利益誘導も簡単にできます。一種の情報統制ができる民間業者をつくるだけであり、このような仕事は総務省が自ら行う業務だと思います。いち民間業者が、ネットの監視を行うようなことは反対します。</p>	<p>請負事業者の選定につきましては、事業者の思想等が本業務の適切な運用に影響を与えることが無いよう、法令や請負業務を実施する者を決定するための評価の基準に基づき適切な選定を行う予定であり、請負中に業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、必要な措置をとるよう指示することができる」と実施要項案で定められています。</p> <p>また、本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではありません。</p>	<p>原案のとおり</p>
33		<p>「インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務民間競争入札実施要項(案)」に反対です。</p> <p>最近、国民の情報を扱う業務、特許に関する業務や入国管理業務なども民間委託されていると知り驚いています。</p> <p>情報や入国管理などの情報を扱う仕事は、国家としての根幹にかかわる問題であり、民間に委託するべきではないと思います。</p>	<p>「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成 18 年法律第 51 号) 第 25 条において公共サービス実施民間事業者に対する秘密保持義務等が課せられており、また実施要項案に記載のとおり委託を受けた請負事業者は個人情報の適切な取扱い等を定めることとしていることから、民間委託であっても問題ないものと考えております。</p> <p>また、請負事業者の選定につきましては、事業者の思想等が本業務の適切な運用に影響を与えることが無いよう、法令や請負業務を</p>	<p>原案のとおり</p>

		<p>まして、それらの委託を受けている会社が外国の会社であることは国家危機管理上大変憂慮すべき問題ではないでしょうか。</p> <p>最近国防機密漏洩につながるようなサイバー攻撃を受けるような状況が急増している現状を考えると、ネット上の情報に直接民間(外国企業も含め)の会社がかかわる道を開くことは危険ではないかと思います。</p> <p>日本にはスパイ防止法もなく、中国からのサイバーテロも頻発していますし、北朝鮮の工作員も大勢潜入していると聞きます。</p> <p>経費削減の名のもとに民間委託してはいけない業務があることをご認識いただきたいと思います。</p> <p>むしろ、危険な分野が先駆けて民間委託されているように感じます。</p> <p>また、意見募集期間が2週間足らずと短く、その理由も説明されていません。</p> <p>意見募集が行われていることの告知も不十分で、これでは意見募集をしても国民の意思を反映できるとは思えません。</p> <p>もっと情報をオープンにした上で、国民の声を広く募集し、政策に反映して下さい。</p>	<p>施する者を決定するための評価の基準に基づき適切な選定を行う予定であり、請負中に業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、必要な措置をとるよう指示することができる」と実施要項案で定められています。</p> <p>また、パブリックコメントにつきましては、内閣府「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項案の作成及び審議の進め方について」においては意見募集の期間について「2週間程度」とされているため、2週間と設定いたしました。e-Gov上の「意見提出が30日未満の場合その理由」の欄は、行政手続法の規定に基づき実施するパブリックコメントを対象としているところ、本件は行政手続法の規定によらない任意の意見募集であり、対象外であることから空欄としているものです。</p>	
--	--	--	---	--

34		<p>・5ページから6ページの「4 入札参加資格」について</p> <p>委託された業者が偏った思想だとネットも公平さを欠くようになるため、偏った思想を持った業者や団体が入札することがないように厳しくチェックするようにしてほしい。またそのような業者や団体が入札をしてきたら、速やかに入札を取り消すべき。</p> <p>・20ページから21ページの「1 インターネット上の違法・有害情報への対応に関する相談業務」について</p> <p>ここに書かれている通り、単に監視や削除要請というなら良いが、最終的にこの要項案が「強制的に削除」となれば明らかに憲法違反である。絶対に憲法に違反しないようにしてほしい。また、役人なら憲法はきちんと遵守すべき。</p> <p>・この要項案全般について</p> <p>今回の要項案に対する意見には「誤解」などという言葉で責任逃れはしないで欲しい。第一、真意を誤解されたと言うなら、それは文書を書いた者及び、そんな文書を承認した者の責任だ。「誤解に基づく反対意見」が来たのなら、一から書き直すべきである。</p> <p>そして、意見の公開請求があつたら速やかに公開するよう求める。意見を墨塗りで公開するようなことは断じてしないで欲しい。</p>	<p>請負事業者の選定につきましては、事業者の思想等が本業務の適切な運用に影響を与えることが無いよう、法令や請負業務を実施する者を決定するための評価の基準に基づき適切な選定を行う予定であり、請負中に業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、必要な措置をとるよう指示することができる」と実施要項案で定められています。</p> <p>また、本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではありません。</p>	原案のとおり
35		1) このような業務は、「人権侵害救済法案」 に関して多数の	本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする	原案のとおり

		<p>方が問題視し、断固反対の意見を表明しましたように、人権侵害の名の下に、国民の持つ言論の自由・表現の自由を弾圧するものであり、絶対に賛成出来ません。</p> <p>2) パブリックコメント募集の公示（11月12日）から募集締め切り（11月25日）までの期間がわずか2週間であることに納得が出来ません。</p> <p>更に、「意見提出が30日未満の場合その理由」という欄は空白になっていますがこれも不可解です。</p> <p>これでは広く国民の意見を考慮しているとは到底言えません。上記のような問題点もあることを鑑みれば、2-3ヶ月はかけて慎重に国民の意見を募り、熟考すべきではないでしょうか。</p> <p>3) また、このような業務を民間に委託することに関する理由が極めて曖昧です。</p> <p>上記理由により、当案件に断固反対致します。</p> <p>ご考慮頂きますよう、何卒宜しくお願い致します。</p>	<p>権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではありません。</p> <p>また、パブリックコメントにつきましては、内閣府「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項案の作成及び審議の進め方について」においては意見募集の期間について「2週間程度」とされているため、2週間と設定いたしました。e-Gov上の「意見提出が30日未満の場合その理由」の欄は、行政手続法の規定に基づき実施するパブリックコメントを対象としているところ、本件は行政手続法の規定によらない任意の意見募集であり、対象外であることから空欄としているものです。</p> <p>本業務は平成21年度から一般競争入札によって実施されております。</p>	
36		<p>この「インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務民間競争入札実施要項（案）」についてですが全体的に業者に丸投げしているように思えます。また業者が強制排除を行えば違憲になり憲法を守る役人がそういう事が起きる可能性がある物を出すの</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではありません。</p>	<p>原案のとおり</p>

			<p>は矛盾しております。</p> <p>またネット問題は排除すれば解決できると思込んでいるようですが原因は人間自身であり、物のせいにしても解決しません。こういう問題は教育面やリテラシーの向上に目を向けるべきです。</p>		
37			<p>自由に任せましょう。</p> <p>国民を不安に陥れたり、風評被害をおこしたりすることはいけないから、そのような情報や意見は消去しましょう…というのが政府の考えですね。</p> <p>よく考えれば、昔から古今東西、国民人民のために働いた政府・権力などは一切ありませんでしたから、政府が国民を騙し税を取り、役人や政治屋だけが美味しい思いをしよう…というのが普通の歴史でした。</p> <p>いまはそのツケが回って、国が放射能で滅びようとしております。手始めに東京から滅びるのです。</p> <p>だから、なんをやっても神・仏の前には誤魔化しは効きません。ここは諦めて、これまでの過ちや悪事を悔い改めて謝罪をして、堂々を死んでいきましょう。従って、無用な情報操作はそろそろやめましょう。お互い、死んでいい場所に行くには、要らぬことはやらないことです。</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではございません。</p>	<p>原案のとおり</p>

			<p>情報の操作も隠蔽もなにもしないです。アサツ-DKはいらんことをして地獄に落ちますよ。あなたがたも子孫だ殺されないように、神仏にすがって民を欺かないように努力をしてください。</p> <p>政府はなにもしないこと。要らんことに手を出さないこと。情報を隠蔽しないこと。日本もいよいよ中国以下の騙し国家、国民殺し国家に成り下がったものです。国民が、つまり我々が愚かだから、こんな役人や政治屋を育てました。幾重にも謝ります。</p>		
38			<ul style="list-style-type: none"> ・有害情報への対策は、監視や削除要請、相談への対応の範囲にのみ留める。 また、有害情報の強制的な削除など、憲法を違反する範囲にまで権限を拡大しない。 ・偏った思想を持つ企業が業務を請け負うと、ネットの公平性が損なわれる恐れがあるので、企業の選定は慎重に行ってほしい。 ・現代に置いて、ネットと国民生活は不可分の関係であるため、有害情報への対策は民間に丸投げするのではなく、省庁が責任を持って行ってほしい。 <p>私の意見が、なんらかの参考になれば幸いです。</p> <p>それでは、これで終わりにさせていただきます。</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではございません。監視や強制的な削除は行いません。</p> <p>また、請負事業者の選定につきましては、事業者の思想等が本業務の適切な運用に影響を与えることが無いよう、法令や請負業務を実施する者を決定するための評価の基準に基づき適切な選定を行う予定であり、請負中に業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、必要な措置をとるよう指示することができるかと実施要項案で定められています。</p>	<p>原案のとおり</p>

39		<p>安全保障上の問題、個人情報保護の問題から、民間委託には断固反対です。最近では、我が国を含めて、国家機関、原発や防衛関連情報を持った大企業までがハッキングの危険にさらされ、コンピューター情報が安全保障上も極めて重要であることが鮮明になっています。</p> <p>本来は国が行うべきインターネット情報の管理を民間に委託することは、情報漏洩の危険を拡大することに繋がる虞があると強く危惧します。個人情報保護の観点からも、決して望ましくありません。</p> <p>法律で厳しく守秘義務を課せられている公務員（臨時雇用含む）と民間業者の従業員では、その責任の重さが違います。</p> <p>従業員の身分保障の責任は、行政と民間では、大きな差があります。テロリストや犯罪者、特定の利益集団の構成員などが紛れ込む可能性も、考えに入れなければなりません。</p> <p>また、旧・社会保険庁のように、年金データの輸入を外注（外部のパンチャーに委託）した挙句に、その杜撰な管理によって「消えた年金問題」を引き起こした事例もあります。報道によれば、データ入力の実行は、中国人など外国人従業員も行っていたということですが、スパイ防止法に類する法律さえない我が国では、日本国、日本企業、日本の個人などの情報が外国の政府や企業や何らかの組織などに流される危険も、よく考えなければなりません。</p> <p>以上の理由から、民間委託は、ありえません。国（総務省）がその責務を放棄することなく、責任の重さを厳格に受け止め、直接に管理してください。「無駄を省く」「事業仕分け」といった、予算縮</p>	<p>「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号）第 25 条において公共サービス実施民間事業者に対する秘密保持義務等が課せられており、また実施要項案に記載のとおり委託を受けた請負事業者は個人情報の適切な取扱い等を定めることとしていることから、民間委託であっても問題ないものと考えております。</p>	<p>原案のとおり</p>
----	--	---	--	---------------

			減ありきの数字合わせのための民間委託案ではないかと、疑わしく感じています。		
40			<p>民間競争入札自体に反対します。</p> <p>日本にはスパイ防止法也没有ありません。</p> <p>投資という形で海外からの影響を深く受けるような民間の企業に思想統制という形で内政干渉される可能性がある以上、安易な民間への委託をなぜ総務省が決定してしまったのか不思議でなりません。</p> <p>反日を内政安定の道具に使う近隣諸国に囲まれて、しかも領土問題も抱えるような状態です。反日を国是としているような国では、史実に基づかない虚構の出来事をさも事実のように訴えることで本来帰国させるべき不法入国者をそのまま日本に滞在させ、現在では参政権まで要求しているような不健康な状態が現在まで放置されています。</p> <p>こうした外国勢力や国内における反日分子の影響を強く受けた企業が入札してしまうことで有害な情報というものが実に恣意的に決定されるおそれもあります。</p> <p>あくまで刑事事件に関わるような書き込みに対しては警察が対処すべきであって、思想の自由が憲法で担保されている以上、民間の</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではございません。</p> <p>また、請負事業者の選定につきましては、事業者の思想等が本業務の適切な運用に影響を与えることが無いよう、法令や請負業務を実施する者を決定するための評価の基準に基づき適切な選定を行う予定であり、請負中に業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、必要な措置をとるよう指示することができる」と実施要項案で定められています。</p>	原案のとおり

			<p>企業に国が一括で情報の統制を依頼するような形は取るべきではないと思います。</p>		
41			<p>インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等が民間競争入札になることについて、言論封鎖、言論統制になるのではないかと危惧しています。</p> <p>落札した企業の思想が偏ったものである場合、本来公になるべき情報や意見が「有害」とされることになりはしないでしょうか？競争入札に参加する企業が、政治的、民族的に偏った思想を持っていないかも条件として加えることも必要なのではないかと思います。</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談についてプロバイダ責任制限法等の法令や、各種ガイドラインを踏まえて対応を行うものであって、何が違法・有害情報に当たるかの判断を民間事業者委ねるものではないかと考えます。</p> <p>また、請負事業者の選定につきましては、事業者の思想等が本業務の適切な運用に影響を与えることが無いよう、法令や請負業務を実施する者を決定するための評価の基準に基づき適切な選定を行う予定であり、請負中に業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、必要な措置をとるよう指示することができると実施要項案で定められています。</p>	<p>原案のとおり</p>
42			<p>薬物取引や詐欺など、インターネットを利用した犯罪が横行している昨今、そうした点で注意を払う必要性が高まっていることは確かですが、同時に、大手のマスメディアがなかば機能不全に陥っている現状では、告発や政治的な批判など、自由な言論空間を確保することがますます大切になっています。違法でなく「有害情報」として取り扱う際、明々白々な基準を設けずに民間入札を実施した場合に、特定の立場や思想信条で対応する可能性も否定できず、無為な言論抑制や人権侵害につながらないかという不安があります。そうした懸念が払拭できない限り、安易に民間競争入札はすべきでは</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談についてプロバイダ責任制限法等の法令や、各種ガイドラインを踏まえて対応を行うものであって、何が違法・有害情報に当たるかの判断を民間事業者委ねるものではないかと考えます。</p>	<p>原案のとおり</p>

			ないと考えます。		
43			<p>請負業務の内容について</p> <p>私は、「インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務民間競争入札実施要項（案）」に反対です。そもそも、インターネット上の違法・有害情報がどのようなものなのか、具体的に示されていないからです。ある情報が何の法律の何条・何項に違反しているのか、どのような判断をして有害だと判断するのか。その定義と方針を国民議論とし、あらためて確認しておく必要性があることは言うまでもありません。</p> <p>また、民間競争入札に参加できる者の参加資格が今のままだと、民間と偽装して人民解放軍の関係者や、総連系の対日工作員、または韓国のVANKのように、ネット工作集団を大統領の認可のもとに結成した対日ネット工作員の集団等の反日組織も参加できてしまうという問題もあります。</p> <p>ネット監視より、電波のオークション制を導入して、既存のテレビ局を競争させたり、誰でも新たなテレビ局を開局できるようにするのが良策だと思います。NHKも民営化して、競争させるべきです。最近、どの局も低俗なテレビ番組が増えすぎて困っています。子供たちに安心してテレビを見せることができません。</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談についてプロバイダ責任制限法等の法令や、各種ガイドラインを踏まえて対応を行うものであって、何が違法・有害情報に当たるかの判断を民間事業者に委ねるものではないです。</p> <p>また、本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではないです。</p>	原案のとおり

			よって、私は、「インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務民間競争入札実施要項（案）」に反対です。		
44			<p>インターネットの監視なんてまるで中国のようですね。絶対に反対です。</p> <p>そんなことを民間に競争入札するなんて中国その他の外国が日本のネット社会の検閲なんてことになりかねません。</p> <p>マスコミを通じて広く周知することもなく、きわめて短期間のアリバイづくりのような意見募集で一体何をしようとしているのですか。</p> <p>そんなことよりも中国からのサイバー攻撃に対する公の機関を創設してその中で対処するのが良いと思います。</p> <p>決して1業者にまかせて良いこととは思えません。</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではございません。</p> <p>また、パブリックコメントにつきましては、内閣府「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項案の作成及び審議の進め方について」においては意見募集の期間について「2週間程度」とされているため、2週間と設定いたしました。</p>	原案のとおり
45			<p>このような重要な業務を民間に委託するのは危険です。</p> <p>しかも意見提出が30日未満であるその理由が空白になっているのも問題です。</p> <p>国民の不利益になる事はもっと国民に知らせた上で決めるべきです。</p> <p>総務省は何をやっているんですか??</p> <p>日本の国益にならないです。</p> <p>パブリックコメントを短い期間でも出して意見は聞きましたといつて後で問題が起きて言い訳できるようにしているように感じま</p>	<p>内閣府「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項案の作成及び審議の進め方について」においては意見募集の期間について「2週間程度」とされているため、2週間と設定いたしました。e-Gov上の「意見提出が30日未満の場合その理由」の欄は、行政手続法の規定に基づき実施するパブリックコメントを対象としているところ、本件は行政手続法の規定によらない任意の意見募集であり、対象外であることから空欄としているものです。</p>	

		<p>す。</p> <p>もしかしてもうすでに業者は決まっています形だけ入札をするつもりではないですか？</p> <p>私はモラルのない民主党政権ならそんなことぐらい平気だと思います。信用がないんです。</p> <p>そもそも何のためにこんなことをする必要があるんですか？ ネットでは真実が明らかになって民主党の議員の方が困るからですよ？</p> <p>国民はそんなにあほではありません。馬鹿にしないでください。</p>		
46		<p>基本的に国民の監視になる可能性がある業務なので、当然、民間に委託せずに総務省内でやることである。</p> <p>相談員の資格については、上記理由により、みなし公務員とすべきであり、刑罰上の規定において公務員と同等の責任を有するべきである。また、国民の知る権利にかかわる業務なので、業務に当たる人間はすべて日本国籍を有する日本人であることが当然である。</p> <p>要求水準にあつては、総務省が厳密に定めるべきであり、当該水準の根拠が明確でない限り、当該水準を上回る必要はまったくない。</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではありません。</p> <p>相談員を含めた本業務に従事する者は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）第25条において、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされることとなります。</p> <p>3年間という業務委託の期間につきましては、本年7月に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」の中で、公共サービスの質の</p>	<p>原案のとおり</p>

		<p>何をもって当該水準を上回るのか、詳細に決定すべきである。ましてや点数によって決めるなど言語道断である。</p> <p>これについては、何をしたのか1ヶ月おきに総務省のホームページに公開し、意見を求めその意見に総務省が誠意をもって答えるべきである。</p> <p>国民の監視業務をする一般企業が3年間の業務委託は長すぎる。1年を基準に、国民から当該業者について苦情があった場合は即契約を打ち切れるようにすべき。</p> <p>上記で記したとおり、日本国籍を有する日本人の企業であり、業務に携わる者はすべて日本国籍を有する日本人であることが当然である。</p> <p>意見募集の期間が平成23年11月12日から25日までとあまりに短すぎで、周知も徹底していない。30日未満ということであるので、これからはしっかりと日数を取って、周知していくべきである。</p>	<p>維持・向上、コスト削減を見込んで設定された期間です。契約中の解除については、実施要項案に一定の場合において請負契約を解除することができる旨の規定があります。</p> <p>また、パブリックコメントにつきましては、内閣府「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項案の作成及び審議の進め方について」においては意見募集の期間について「2週間程度」とされているため、2週間と設定いたしました。e-Gov上の「意見提出が30日未満の場合その理由」の欄は、行政手続法の規定に基づき実施するパブリックコメントを対象としているところ、本件は行政手続法の規定によらない任意の意見募集であり、対象外であることから空欄としているものです。</p>	
47		<p>平素は日本国の行政の総合的かつ効率的な実施にご尽力頂き感謝しております。</p> <p>さて表題の件ですが、民間に業務を委託する場合に徹底して頂きたい点を挙げさせていただきます。</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談についてプロバイダ責任制限法等の法令や、各種ガイドラインを踏まえて対応を行うものであって、何が違法・有害情報に当たるかの判断を民間事業者に委ねるものではござ</p>	<p>原案のとおり</p>

		<p>この意見募集を知ったのがつい先ほどであるため、今思いついた3点のみ挙げさせていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 情報管理の基準を明確にしてください。2. 落札した業者を国民に周知してください。3. 違法・有害とされた情報について、その理由を必ず国民に周知してください。 <p>インターネット上には有害情報も存在します。 しかし、知的好奇心をくすぐられる情報も多数存在します。</p> <p>良い情報の一つが、日本の近代史情報です。 戦後、日本の教育がGHQなどによって歪められてきたのは良識ある国民にとっては周知の事実ですが、インターネット上には日本人の立場に立った歴史感をはぐくむために必要な情報が多く存在します。</p> <p>私自身、ネットを活用しながら勉強中である一人です。</p> <p>もし、アメリカや中国、韓国、北朝鮮などの資本を有する業者が、インターネットを監視する立場を落札したらどうなるでしょうか。 現在の日本の外交を見ればお分かり頂けますが、日本人の立場から考えた近代史感削除対象になるでしょう。 なぜなら彼らをいたく『傷つける』ことになるからです。</p>	<p>いません。</p>	
--	--	--	--------------	--

		<p>残念ながら、このような不条理が通るのが現実です。</p> <p>日本のインターネットを監視する立場に熱心なのは、日本人よりも外国人なのです。</p> <p>総務省の皆様におかれましては、このことにまず気づいて頂きたく存じます。</p> <p>業務を民間に委託することは省コストにつながる簡単な方法の一つですが、そのことで生じるリスクを良く想像した上で行って頂きたいと思います。</p> <p>もし子供たちを有害な情報から隔離したいのであれば、大人のネットマナー向上を呼びかけるべきです。</p> <p>ネットへの危機感を持った大人が増えれば自然と監視も行き渡り、子供たちのモラルも向上するのです。</p> <p>私には、ネットに無関心な大人が多いことの方が問題に感じられません。</p> <p>総務省におかれましては引き続き啓蒙活動にご尽力頂き、安直に規制するのはお止め頂きたいです。</p> <p>稚拙な意見ではございますが、どうかご考慮いただき、安易に民間入札を進めないで頂きたく存じます。</p>		
--	--	--	--	--

			今後とも日本国のためにご尽力頂ける事を祈念致します。		
48			<p>「ネット監視業務を一般競争入札で業者委託」に反対です。</p> <p>「ネット監視」に関する事項とあれば、ネットを利用する一般国民にも関係性が浅からず、重要な事柄と謂えます。それならば、TVやラジオのCMなどを通じるなり、総務省が「パブリックコメント」募集を大々的にアピールするべきだと思います。</p> <p>何故、こっそりとやろうとするのですか？</p> <p>それと、何が有害で、どう監視するのか。その定義と方軌を国民議論とし、あらためて確認しておく必要があるのに、それらが定かではない「ネット監視」の事案を、いきなり「民間委託」とは、おかしくないですか？</p> <p>「民間委託」とすれば、事案の定義が曖昧なその分、総務省から委託を受けた「民間業者」の裁量や判断が「監視業務」により大きく反映されかねない。そうした事態を招く懸念が浮かんで来ます。</p> <p>民間偽装の、しかし、その正体が、たとえば、人民解放軍の関係者であったり、あるいは、総連系の対日工作員であったり、または、南朝鮮のVANKのように、ネット工作集団を大統領の認可のもとに結成した対日ネット工作員の集団であったり、露西亜のエージェントであったりと。それだけでも、実に予測のバリエーションの幅</p>	<p>パブリックコメントにつきましては、内閣府「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項案の作成及び審議の進め方について」においては意見募集の期間について「2週間程度」とされているため、2週間と設定いたしました。e-Gov上の「意見提出が30日未満の場合その理由」の欄は、行政手続法の規定に基づき実施するパブリックコメントを対象としているところ、本件は行政手続法の規定によらない任意の意見募集であり、対象外であることから空欄としているものです。</p> <p>また、本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談についてプロバイダ責任制限法等の法令や、各種ガイドラインを踏まえて対応を行うものであって、何が違法・有害情報に当たるかの判断を民間事業者に委ねるものではございません。</p> <p>請負事業者の選定につきましては、事業者の思想等が本業務の適切な運用に影響を与えることが無いよう、法令や請負業務を実施する者を決定するための評価の基準に基づき適切な選定を行う予定であり、請負中に業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、必要な措置をとるよう指示することができる」と実施要項案で定められています。</p>	原案のとおり

		<p>は広がります。</p> <p>どの様な、民間業者が、入ってくるか分からないのに、そんな人達 に監視させるのは反対です。</p> <p>「意見提出が30日未満であるその理由が空白になっている」のは、 何故ですか？おかしくないですか？</p> <p>フジテレビデモが、何故起こっているのか。何故、マスコミは、TPP の問題点など全然放送しないのか。ネット監視を民間に委託すれ ば、マスコミの様に、都合の悪い情報を消したり、世論誘導したり 情報操作をする可能性があるので、反対です。</p>		
49		<p>インターネット上の違法・有害情報に关しては、犯罪等とも関わ ってくる非常に慎重に扱うべき問題であるため、対応相談業務は 民間に丸投げするべき性質のものではなく、総務省が警察等と連携 し慎重に対応すべき事案であると思われます。</p> <p>よって対応相談業務等の安易な民間委託には反対致します。</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする 権利侵害等の違法・有害情報に关して、一般のインターネット利用 者等から寄せられた相談に対応するものであつて、直接犯罪に関わ るものではありませんが、必要に応じて警察等と協力することも考 えられます。</p>	原案のとおり
50		<p>「インターネット上の違法、有害情報対応相談業務等請負業務民間 競争入札実施」に断固反対します。業者が、外国人だったり、反日 工作員だったらどうしますか？国民の安全が守られません。外国に 日本の情報が筒抜けになります。政府が、身元のはっきりした日本 人を雇用し、責任を持って有害情報対応をやるべきです。何でも民 間に委託すればよいというものではありません。もっと危機管理精 神を持ってください。</p>	<p>請負事業者の選定につきましては、事業者の思想等が本業務の適切 な運用に影響を与えることが無いよう、法令や請負業務を実施する 者を決定するための評価の基準に基づき適切な選定を行う予定で あり、請負中に業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要が あると認めるときは、必要な措置をとるよう指示することができ ると実施要項案で定められています。</p>	原案のとおり
51		<p>インターネット上の規制窓口を民間に委託するのは間違つており ます。</p>	<p>請負事業者の選定につきましては、事業者の思想等が本業務の適切 な運用に影響を与えることが無いよう、法令や請負業務を実施する</p>	原案のとおり

		<p>国籍条項もないそうです。</p> <p>偏った思想国籍の業者が日本人のネット検閲をするのでしょうか？</p> <p>総務省は過去にもテレビのステルス法監視を民連に丸投げをしています。</p> <p>総務省は仕事をする気がないですね。</p> <p>省庁解散してください！</p> <p>国民をばかにするな！</p> <p>公僕という言葉は死語になったとつくづく考えます！</p> <p>日本のアイ、を外国人に売り渡し、今度は言論統制をする気ですね！</p> <p>日本民族に恨みがあるのですか？</p> <p>日本人を間引き、日本解体に手を貸す官僚は国民の敵だ！</p> <p>恥を知れ！</p>	<p>者を決定するための評価の基準に基づき適切な選定を行う予定であり、請負中に業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、必要な措置をとるよう指示することができる</p> <p>と実施要項案で定められています。</p> <p>また、本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではありません。</p>	
52		<p>「インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務民間競争入札実施要項（案）」に関し、委託された業者の理念・思想によつては、公平な業務は行われなと思います。</p> <p>本業務は、民間企業が委託して行うような業務ではないと思います。国で管理していただきたくお願いします。</p>	<p>請負事業者の選定につきましては、事業者の思想等が本業務の適切な運用に影響を与えることが無いよう、法令や請負業務を実施する者を決定するための評価の基準に基づき適切な選定を行う予定であり、請負中に業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、必要な措置をとるよう指示することができる</p> <p>と実施要項案で定められています。</p>	原案のとおり
53		<p>ネットの監視を民間業者に委託するのはやめてください。</p> <p>ネット内の言論、表現は、一企業が監視する事ではないと思います。よろしく願いいたします。</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネ</p>	原案のとおり

				ット監視を行うものではございません。	
54			<p>この案の公示は11月12日とあり、意見募集の期間が2週間も無く、「意見提出が30日未満の場合その理由」という欄は空白になっていますが、なぜこんなにパブリックコメントを募集する期間が短く、しかも事前に国民に幅広く周知せず、この様にHP上でこっそり募集しているのですか？中国工作員のような利益を度外視しても参入したい業者が「1円入札」してくる恐れも多々あると思いますし、この様に安易に民間に業務委託する事には反対です！</p> <p>もし“業者”が対日工作員だったらどうするのでしょうか？安価な委託料で請け負うような民間企業はもっと信用出来ないのです。</p> <p>このような業務を始めようというなら、まずは公安警察による公務員への監視が先であり、やはり責任ある公が業務を担うべく、引っ掛かった者を公務から外し、組合を全て解体すべきではないでしょうか。</p> <p>とにかく「ネット監視業務」に関しては、この様な短期間のパブリックコメント募集だけで決めるのではなく、国会等で与野党間でも、もっと慎重に議論して決めるべきだと思います。</p>	<p>パブリックコメントにつきましては、内閣府「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項案の作成及び審議の進め方について」においては意見募集の期間について「2週間程度」とされているため、2週間と設定いたしました。e-Gov上の「意見提出が30日未満の場合その理由」の欄は、行政手続法の規定に基づき実施するパブリックコメントを対象としているところ、本件は行政手続法の規定によらない任意の意見募集であり、対象外であることから空欄としているものです。</p> <p>また、本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではございません。</p> <p>請負事業者の選定につきましては、事業者の思想等が本業務の適切な運用に影響を与えることが無いよう、法令や請負業務を実施する者を決定するための評価の基準に基づき適切な選定を行う予定であり、請負中に業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、必要な措置をとるよう指示することができる」と実施要項案で定められています。</p>	原案のとおり
55			<p>どの様なものが有害であり、規制するのははっきりしない中で、民間の委託業者定義も分かりません。</p> <p>もっと幅広く民間競争入札に関する意見を国民に周知させ、多くの意見を求める必要があると考えます。</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談についてプロバイダ責任制限法等の法令や、各種ガイドラインを踏まえて対応を行うものであって、何が違</p>	原案のとおり

		<p>2週間程度の意見集約では、あまりに期間が短く無某すぎます。この意見を求めていることも知らない方が大多数と思われる。よって反対致します。</p>	<p>法・有害情報に当たるかの判断を民間事業者に委ねるものではないです。</p> <p>パブリックコメントについては、内閣府「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項案の作成及び審議の進め方について」においては意見募集の期間について「2週間程度」とされているため、2週間と設定いたしました。</p>	
56		<p>入札参加資格：ほぼすべての民間人が入札できる。三菱重工がサイバー攻撃で、防衛重要情報抜かれたばかりなのに。中国工作員のような利益を度外視しても参入したい業者が、法外な安値で入札してくる恐れが十分ある。</p> <p>そもそも意見募集期間が2週間と短すぎる。このようなネット監視の法案を安易に扱うとは、総務省には不安をおぼえる。</p>	<p>請負事業者の選定につきましては、事業者の思想等が本業務の適切な運用に影響を与えることが無いよう、法令や請負業務を実施する者を決定するための評価の基準に基づき適切な選定を行う予定であり、請負中に業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要であると認めるときは、必要な措置をとるよう指示することができる」と実施要項案で定められています。</p> <p>また、本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネット監視を行うものではありません。</p> <p>パブリックコメントについては、内閣府「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項案の作成及び審議の進め方について」においては意見募集の期間について「2週間程度」とされているため、2週間と設定いたしました。</p>	原案のとおり
57		<p>インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務民間委託に断固反対します！</p> <p>ネット監視は、人権侵害救済法案の先取りであり、日本人の思想、</p>	<p>本事業は、インターネット上の著作権侵害や名誉棄損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報に関して、一般のインターネット利用者等から寄せられた相談に対応するものであり、検閲やいわゆるネ</p>	原案のとおり

		<p>言論の自由、権利を侵害する憲法違反のものです。断固反対します！</p> <p>反日の団体に委託された場合、大変危険です。断固反対します！</p> <p>そもそも人権侵害救済法案と外国人参政権法案は違憲です（外国人参政権については違憲だという判例があるそうです）</p> <p>人権侵害救済法は「人権侵害」の定義があいまいで、裁判所の令状なしで強制捜査、資料押収できる「3条委員会」という強力な組織によって恣意的に運用され、言論弾圧に使われる危険性が高いので断固反対します。裁判所の出頭命令に従わない場合、実名を公表され、多額の罰金も取られるということです。</p> <p>また、国家公務員の資格を与えられ、全国に数万人配置される人権擁護委員の条件に国籍条項がなく、反日教育を受けた外国人も委員になれる危険性があります。</p> <p>マスメディアを規制の対象から外すのは一般国民に対する差別であり、この法律の制定そのものが、憲法で保障されている日本人の思想、言論の自由、人権に対する侵害に当たることは明らかです。人権侵害救済を唱えながら、一方で日本人の人権を侵害するというのは明らかに矛盾しています。日本人の政治家が守るべきなのは自国民の利益、人権なのではないのですか？</p> <p>また、日本国憲法が適用されない「人権救済機関」は憲法違反です。日本国の三権の上に立つ（例えば警察が関与できない、裁判所が関与できないといった）、いわゆる法治国家から外れた、人治主義、全体主義国家でしか採用されない、憲法違反の機関および法案</p>	<p>ット監視を行うものではございません。</p>	
--	--	---	---------------------------	--

			<p>です。</p> <p>個人に照準を合わせ個人の自由な言論を「抹殺」するための道具となり、人権委員会が怖くて自由にものが言えない社会になる。まさにこれは全体主義国家のやることであり、言論の自由を保障した憲法に違反します。</p> <p>人権救済機関にとって気に入らない、抹殺したい人間を抹殺できるこの機関、この法案は憲法違反です。全体主義国家の秘密警察と同じです=憲法違反</p> <p>日本人以外も人権救済委員になれるのは、日本国民以外が公務員になることを禁じた日本国憲法に違反します。</p> <p>特亜三国の人間が日本国を掌中に収め、日本を乗っ取るための機関および法案です。</p> <p>この機関、この法案を作る最大の目的は「日本人狩り」が出来るようにすることです。</p> <p>また、資金源を失った暴力団が「人権団体」に転換し、この法案を悪用する恐れもあるということです。</p> <p>推進派は法案成立後に改悪することを前提に、成立段階では問題点を盛り込まないようにしているだけで、いったん成立すれば必ず改悪されます。</p> <p>人権侵害問題の99%は現行法で解決されており、新たな法律の制定は必要ありません！</p>	
--	--	--	--	--

		<p>これほど大きな危険性かつ矛盾を抱えた憲法違反の法案を国会へ提出するような暴挙は断じて許されることではありません。言語道断です！民主主義、「法治」国家の日本でけっして許されることではありません！</p> <p>さらに、外間人参政権に関しては、すでに、奈良県生駒市、愛媛県高浜市、埼玉県美里町、千葉県我孫子市など数百の地方都市で、常設型住民投票条例として、「住民投票条例」、「市民投票条例」、「自治基本条例」などの名称で、実質的外国人参政権が付与されています！</p> <p>このような憲法違反の条例は無効です！すぐに廃案にすべきです。</p> <p>また、この法案についてすべて全国民に開示しないのは、憲法で保障されている国民の知る権利の侵害に当たります。</p> <p>憲法違反である人権侵害救済案、外国人参政権法案の先取りであり、明らかに憲法違反であるネット監視に断固反対します！民間委託だけでなく、ネット監視そのものに断固反対です！</p> <p>ネット監視を中止してください！</p>	
--	--	--	--